

後志利別川流域生態系ネットワーク推進協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「後志利別川流域生態系ネットワーク推進協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、多様な主体の連携と協働により、流域一体となって後志利別川を基軸とした生態系ネットワークを形成するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)に寄与するべく野生生物の生息環境を保全・再生、さらに好転させ、豊かな自然資本の持続的な活用が地域の振興を実現する好循環をもたらすための方策の検討と取組の推進を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会では、前条に掲げる目的の達成に向け、以下の各号について協議する。

- 一 後志利別川流域における生態系ネットワーク推進に関する基本理念をまとめた全体構想の策定及び見直しに関すること
 - 二 広域的な生態系ネットワークの形成に向けたシンボル種の生息環境整備に関すること
 - 三 環境に関する教育及び普及・啓発、ならびに産業の振興など地域づくりに関すること
 - 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 協議会は、前項各号の協議に当たって地域の自然的社会的条件にも十分に配慮するものとし、状況に応じて全体構想や目標の改定を行えるものとする。なお、協議の内容は、行政庁による現行の施策や取組に対して直接的・具体的な拘束力を有さない。

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加、変更、解任することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とし、再任を妨げない。ただし、自治体、行政機関、関係団体等の委員に異動があった場合は後任者が引継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の追加等は、会長が委員に確認の上、随時認めることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置く。会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時には、会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第3条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じ部会を置くことができるものとする。

- 2 部会の構成等、運営上の細目は、当該部会規約に定める。
- 3 部会は、協議事項について、その経過及び結果を協議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

- 2 協議会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局函館開発建設部工務課及び今金河川事務所とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が定める。

- 2 この規約の改正については、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表 後志利別川流域生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

※順不同

	氏名	所属等
学識者	卜部 浩一	北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 さけます資源部 さけます管理グループ 研究主幹
	中村 太士	北海道大学 名誉教授
	横山 洋	土木研究所 寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ 水環境保全チーム 上席研究員
自治体	今金町長	
	せたな町長	
関係団体・ 企業等	一平会 会長	
	狩場利別土地改良区 理事長	
	後志利別川清流保護の会 理事長	
	瀬棚郡内水面漁業協同組合 代表理事	
	せたな町の豊かな海と川を取り戻す会 会長	
	ひやま漁業協同組合 瀬棚支所 支所長	
	北海道電力株式会社 函館水力センター 土木課長	
行政機関	林野庁 北海道森林管理局 渡島森林管理署長	
	北海道 渡島総合振興局 函館建設管理部 事業室長	
	北海道 檜山振興局 産業振興部長	
	国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 農業開発課長	
	国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 函館農業事務所長	
	国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部 今金河川事務所長	